

1971年11月 1日制	定
2004年 8月 3日改	正
2005年 1月 1日施	行
2011年11月24日改	正
2012年 1月 1日施	行

カートクラブおよびカート団体の名称に関する規定

第1条 カートクラブおよびカート団体が、J A Fに新規に名称を登録し、または登録してある名称を変更しようとするときは、この規定によるものとする。ただし、法人として登記してあるカート加盟および特別団体の名称についてはこの限りでない。

第2条 次の各項に該当する内容では、J A Fに登録を申請することができない。

1. F I AおよびF I A加盟のA S N名称およびその略称など。
2. J A Fにすでに登録されているカートクラブまたは団体と同一の名称および略称。
ただし、同一の名称であっても、当該クラブまたは団体の同系であり、支部、地名等の属称を付し、かつ名称使用の承認を得ている場合はこの限りでない。
既に登録してある名称と類似のものについては、J A Fにおいて審査の上、その変更を指示し、または同意書の添付を指示することができる。
3. 著名な商品名、会社名、団体名またはこれに類似する名称。ただし当該会社、団体と直接または間接の関係があり、かつ名称の使用について同意書のある場合はこの限りでない。
4. 登録クラブにおいては、連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）などの名称およびこれと同義語の名称。
5. 日本、世界、国際、アジア、東洋、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの地域を表わす誇大名称およびこれと同義語。ただし、J A Fにおいて名実を伴うものとして認めた場合はこの限りでない。
6. 都道府県名または地方名を付する場合は、原則として登録団体に限る。ただし登録クラブにおいても既得権のあるもの、または名実を伴うものとしてJ A Fが認めたものはこの限りでない。

第3条 新規登録または名称変更の際、社会通念上奇異に感じられる名称、または公序良俗に反するおそれのある名称は、J A Fにおいて審査し、その変更を求めることがある。

第4条 登録クラブおよび団体の名称は、漢字、片仮名、平仮名、ローマ字および数字のいずれかを用いた組み合わせによって表示されなければならない。ただし略称（9文字以内）は、ローマ字およびアラビア数字のみで表示するものとする。

第5条 クラブおよび団体が新規に名称を登録し、または名称を変更する場合は、その名称の由来について、説明書を添付しなければならない。